



2025年12月18日
第094号

JR 東労組
Yokohama



JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集情宣担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横浜地本が求めていた「氏名札省略」について



要求の前進を勝ち取る！

JR 東労組横浜地本はこれまで、2024 年度横地申第 17 号「カスタマーハラスメントに遭遇した社員へのフォローバック体制と、管理者による毅然とした対応を求める申し入れ」と 2025 年度横地第申 2 号「『JR 東労組横浜地本第 30 回定期大会』発言に基づく申し入れ」団体交渉を行ってきました。また 11 月 13 日、横地申第 4 号「悪質なカスタマーハラスメントを許さず、社員が安心して仕事ができる環境を求める緊急申し入れ」を行い、12 月 11 日、団体交渉を行い 3 度に渡ってカスタマーハラスメントの防止のため「氏名札省略」を求めてきました。

2024年度横地申第17号
2025年度横地申第2号
これまで2回の交渉

11月13日 横地申第4号
緊急申し入れ



12月11日 横地申第4号
団体交渉

申し入れ直後から、氏名札の扱いについて改善が見られましたが、12 月 17 日、本社サービス品質改革部通達第 171 号「カスタマーハラスメント発生時における氏名札の取扱いについて」が発出され、“お客様および沿線住民等の対応を行う可能性がある社員”が、“通達に示された取扱条件に該当すると社員が判断した場合は、氏名札を外して対応することができる”“対応中の社員の応援に入る社員についてあらかじめ氏名札を外してから応援対応に入ることも可能とする”と明文化されました。氏名札の完全着用省略には至っていませんが、組合員のみなさま一人ひとりの奮闘が成果として現れました！

社友会に団体交渉権はナシ！

11月20日



JR 東労組の要求前進

12月17日



本社サービス品質改革部通達
第 171 号「カスタマーハラスメント発生時における氏名札の取扱いについて」が発出！

JR 東労組は精力的に団体交渉をおこない、解決を目指します！
JR 東労組に結集し、おかしいことには声を上げよう！！